

○印旛郡市広域市町村圏事務組合庁用車両使用管理規程

令和4年8月25日

訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、庁用車両の使用管理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって、交通事故の防止と業務の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「庁用車両」とは、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が所有し、組合用務に供する車両をいう。ただし、水道用水供給事業の用に供するものを除く。

(庁用車両の運行管理)

第3条 庁用車両の運行管理は、管理課長が行い、庁用車両の運行に関し善良な管理の責任を負う。

(使用承認)

第4条 庁用車両を使用しようとするときは、車両使用申請簿（別記様式第1号）に所要の事項を記載し、管理課長の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由が生じた場合はこの限りでない。

2 使用の承認を受けた後申請を取消し、又は申請内容を変更しようとするときは、直ちに管理課長に申し出て、取消し、又は変更の承認を受けなければならない。

(運転報告等)

第5条 運転者は、運転終了の都度、車両運転日報（別記様式第2号）に必要な事項を記載し、管理課長にこれを提出して決裁を受けなければならない。

2 車両は、用務終了後必ず所定の場所に保管し、当該車両の鍵を管理課長に返納するものとする。

(事故の報告)

第6条 運転者及び同乗者は、交通事故（庁用車両の運行に関して人の死傷又は物の損壊があった場合をいう。以下同じ。）が発生したときは、道路交通法に規定する交通事故の場合の措置及び必要な適宜な措置を講ずるとともに、管理課長にその状況を速報しなければならない。

2 運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは同乗者）は、前

項の措置を終了した後、速やかに事故報告書（別記様式第3号）により管理課長を経て、管理者に報告しなければならない。ただし、いずれの者も報告できない状況にある場合は、管理課長が当該報告書を作成するものとする。

3 管理課長は、当該事故の解決にあたり、事故のてん末を管理者に報告しなければならない。ただし、軽微な事故についてはこの限りでない。

（交通違反等の報告）

第7条 運転者は、庁用車両の運行に関し当該車両を亡失し、又は交通違反等で取締りを受けた場合は、交通違反等報告書（別記様式第4号）により速やかに管理課長を経て事務局長に報告しなければならない。

（罰金・科料）

第8条 前2条の交通事故及び交通違反による罰金、科料は原則として当該運転者の負担とする。

（運転者の遵守事項）

第9条 運転者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に関係法令及びこの訓令（以下「関係法令等」という。）に基づき発する指示、命令等を遵守し、安全な運転に最善をつくすこと。
- (2) 車両の点検、整備に留意し、常に良好な運行ができる状態を保持するよう努めること。
- (3) 公用以外に車両を使用しないこと。
- (4) 常に心身共に健全な状態で運転にあたること。

（同乗者の遵守事項）

第10条 同乗者は、運転者とともに安全運転に留意し、関係法令等に抵触するような指示を与えてはならない。

（管理台帳）

第11条 管理課長は、庁用車両管理台帳（別記様式第5号）を整備し、常に庁用車両の運行並びに管理状況を明らかにしておかななければならない。

（準用）

第12条 管理課長が、やむを得ず組合の所有に属しない車両を職員に運転させる次の場合には、この訓令に準じて取扱うものとする。

- (1) 民間車両を借上げ、職員に運転させる場合
- (2) 職員の所有する車両を、本人の承諾を得て、当該職員若しくは他の職員に運転させる場合

(3) 職員が、自己の所有する車両を、自らの処理する事務のため使用することを、
特に認めた場合

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式第3号(第6条関係)

事 故 報 告 書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

事務局長 様

所 属

職・氏名

㊟

発 生 日 時	年 月 日 (曜 日) 午 前 ・ 午 後 時 分 頃 天 候			
発 生 場 所	番 地 地 先	路 線 名 又 は 道 路 名		
組 合 側		相 手 側		
車 両 番 号	(運 転 者 等 の 住 所 、 氏 名 、 年 齢 、 勤 務 先 、 電 話 番 号 、 車 名 及 び 車 両 番 号)			
運 転 者				職 氏 名
用 務				
同 乗 者				
事 故 の 種 類	人 身 ・ 物 件	加 害 者 側 ・ 被 害 者 側 ・ 双 方 不 注 意 ・ 単 独		
事 故 の 形 態	車 対 車 ・ 車 対 人 ・ 車 単 独 ・ そ の 他			
事 故 発 生 の 経 緯				
事 故 状 況 と 現 場 の 略 図				

別記様式第4号(第7条関係)

交通違反等報告書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
事務局長 様

所 属
職・氏名

㊟

報告事由	車両亡失・交通違反等	運 転 者	職・氏名
運行車両		同 乗 者	
日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分ごろ		
場 所		用 務	
違反等の種類			
事後処置等			
運 転 者 弁 明 欄			
管理課長 所 見 欄	管理課長 ㊟		

注) 事故報告書(別記第3号様式)により報告した場合は、本書の作成を要しない。

別記様式第5号(第11条関係)

庁用車両管理台帳

車名			登録番号又は車両番号			購入先又は契約先		
取得価額			購入年月日又は契約期間					
車両の種別		乗車定員	人	車 検			評 価 額	
用途		長さ	m	検査証番号	有効期間	検査工場	年月日	価 額
型式		幅	m		～			
形状		高さ	m		～			
塗 色		原動機型式			～			
車台番号		総排気量	Kw		～			
車両重量	Kg	燃料タンク容量			～			
最大積載量	Kg	燃料の種類			～			
車両総重量	Kg	事業自家用の別			～			
処 分	処分年月日	事 由	価 格	譲 受 人		～		
						～		
						～		

